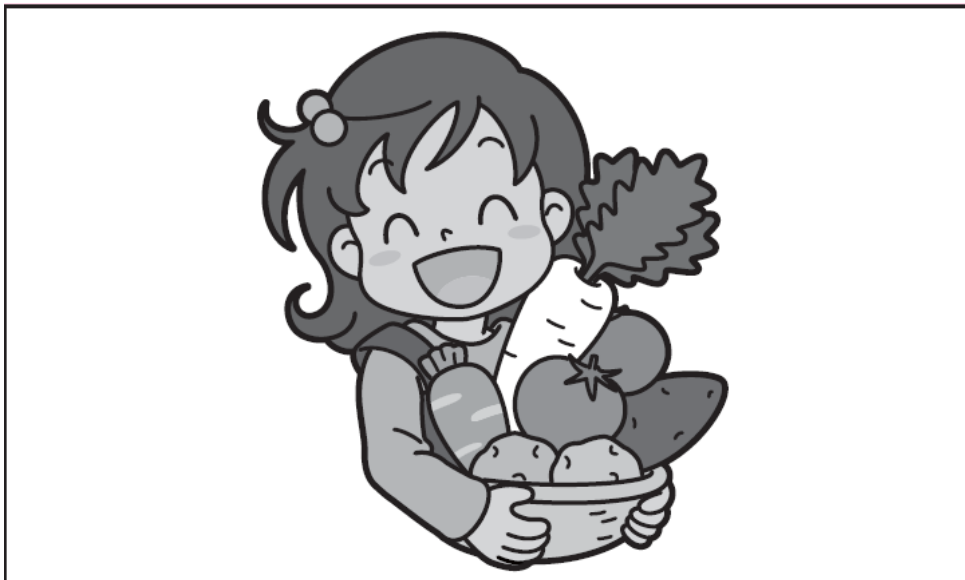


第1章 趣 旨



第1章 趣旨

「食を営む力」の基礎を培う乳幼児期に、適切な食事のとり方や望ましい食習慣を定着させることは、心身の健全育成を図るために重要なこととされている。また、こども達の食体験は、その環境によって個々に違ってきていることから、こども達一人一人を育む食育の実践が大切になっている。

平成17年6月公布の「食育基本法」では、食育を「生きる上での基本であって、知育、徳育、及び体育の基礎となるべきもの」と位置づけ、「こどもたちが豊かな人間性を育み、生きる力を身につけていくためには、何よりも『食』が重要である」と明記されている。

令和3年3月には、食育基本法に基づく「第4次食育推進基本計画」が策定され、重点事項として、①生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進、②持続可能な食を支える食育の推進、③「新たな日常」やデジタル化に対応した食育の推進に重点をおいた取組が求められている。

長崎県においても、県や各市町の計画が策定され、その目標達成に向けた様々な取組みが、保育所・幼稚園・認定こども園等で展開されている。

しかし、こどもの食をめぐっては、発育・発達の重要な時期にありながら、栄養素摂取の偏り、朝食の欠食、小児期における肥満の増加など、依然として諸課題への対応も必要とされており、今後も、乳幼児の教育・保育を担う施設での、食事提供を含めた食育推進は重要とされている。

保育所等の食育推進にあたっては、「保育所における食育に関する指針」（平成16年3月）を参考に、施設長、保育士、保育教諭、栄養士、調理員等の全職員が連携を図り、教育及び保育の全体目標などの施設全体の計画に連動した「食育計画」を作成し、その達成に向けた取組みが必要である。また、この「食育計画」には、平成29年に改訂された「保育所保育指針」等に記載された、保育所等の特性を生かした食育、食の循環や環境への意識の視点も必要である。

児童福祉施設における食事は、児童福祉施設最低基準第11条により、食事を提供するときは、その献立は、できる限り変化に富み、入所している者の健全な発育に必要な栄養量を含むもので、食品の種類及び調理方法についても、入所している者の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならないと謳われている。

令和7年9月に公表された「児童福祉施設等における食事の提供ガイド」では、平成22年にとりまとめられた「児童福祉施設における食事の提供ガイド」の内容をベースに、平成24年にとりまとめられた「保育所における食事の提供ガイドライン」の内容も統合され、よりわかりやすい内容となるよう全体を見直されるとともに、児童福祉施設のこどもの発育・発達を視野に入れた多様な取組の事例等を追加し、日々の食事の提供における留意点や具体的な実践例が示されている。このガイドを参考に、今回の改訂では、食事提供におけるアセスメントの重要性や、保育計画の中の食育計画の位置づけに関する内容を新たに盛り込んだ。

安全・安心な食事の提供については、平成31年に改訂された「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」、「授乳・離乳の支援ガイド」に沿った対応をすることが重要である。

また、5年毎に見直されている「日本人の食事摂取基準」は、令和6年10月に、令和7年度から5年間使用する基準として「日本人の食事摂取基準（2025年版）」が公表され、小児については、生活習慣病の発症予防等の観点から数値の見直しがなされた。

衛生管理については、食品衛生法等の一部改正により、令和2年6月1日から、原則、全ての食品等事業者は、HACCPに沿った衛生管理を実施することとなったこと及び食品衛生責任者を選任することとなったことに加え、令和3年6月1日からは、営業許可の対象とならない業種の営業者については、施設の所在地を所管する都道府県知事等に営業の届出をしなければならないこととなったため、今回の改訂ではそれらの内容も追加した。

なお、「長崎県の保育所における食品群別荷重平均栄養成分表」については、令和7年度に県内の保育所等を対象に給食献立使用食材調査を実施し、現在の保育所等の給食状況に沿った内容へ約20年ぶりに更新した。

「子ども・子育て支援新制度」が、平成27年4月にスタートして10年が経過し、乳幼児期の保育の場は、保育所・幼稚園だけでなく、幼保連携型認定こども園をはじめ、保育所型・幼稚園型の認定こども園、少人数の単位でこどもを預かる地域型保育、企業のニーズに応じた企業主導型保育事業、令和7年度から制度化された乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）など、様々な形の教育・保育の場が増加しており、食事提供施設の種類も増えている。また、令和元年10月から開始された幼児教育保育の無償化により副食費の徴収が始まり、食事提供に関する保護者の関心も高まっている。

このようなことから、この「食事の提供に係る実施要領（改訂4版）」は、保育所だけでなく、幼稚園や認定こども園等の乳幼児を対象とした施設における食事の提供が、適正かつ円滑に実施されるよう具体的な基準を示し、長崎県の未来を担うこども達が、どの施設にいても、同じように安全で豊かな食事の提供を受けることができ、保育所等における食事の提供を通じた食育の円滑な推進を図ることを目的としたものである。

保育所、認定こども園においては、この要領にそった食事提供や事務処理を実施し、幼稚園、地域型保育を実施している小規模保育事業などでは食事提供の参考とすると共に、出来るだけこの要領に準じる対応をしていただきたい。